（法人の例）

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇（貴社名）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、〇〇（貴社名）の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

（管理責任者）

第３条　この規程の管理責任者は、●●（担当者名）とする。

第２章　電子取引データの取扱い

（電子取引の範囲）

第４条　当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

・ＥＤＩ取引

・電子メールを利用した請求書等の授受

・Webサービスを利用した請求書等の授受

・「インボイス王」などクラウドサービスを利用した請求書等の授受

・「販売王」を利用した請求書等

・ペーパーレスFAX複合機を利用した請求書等の授受

（取引データの保存）

第５条　取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第６条に定めるデータについては、ソリマチ株式会社製「電子帳簿保存BOX」（以下、「本システム」という。）に、10年間保存する。（本システム以外に保存する取引関係情報があれば、追記してください。）

（対象となるデータ）

第６条　保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

　・見積の依頼や回答に関する情報

・注文の請けや回答に関する情報

・納品や請求に関する情報

・支払や領収に関する情報

　・〇〇〇

（運用体制）

第７条　保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

　一　管理責任者　○○部△△課　課長　ＸＸＸＸ

　二　処理責任者　○○部△△課　係長　ＸＸＸＸ

（訂正削除の原則禁止）

第８条　保存する取引関係情報の内容について、訂正削除は本システムの仕様に基づいて運用する。（本システムは訂正ができない。また、削除は論理削除（削除された記録が残るのみ）の仕様。）

（削除を行う場合）

第９条　業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を削除する場合は、管理責任者の承認を得た上で、本システムで削除者、削除理由の履歴を入力した上で削除を行うこととする。また、管理責任者は削除の履歴を適宜確認する。

附則

（施行）

第10条　この規程は、令和○年○月○日から施行する。